

区市町村による居住支援協議会に対する活動支援補助について

(1) 目的

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ることを目的に、区市町村における居住支援協議会の活動の一部に対し補助する。

(2) 予算額

6百万円（平成27年度）

(3) 都による区市町村（協議会）への補助の内容（概要案）

- 国の補助*1は、H27年度より、実行的な取組を行う協議会に対して支援することとなり、補助対象が厳格化された。10百万円/年（上限）
- これを受け、都補助金*1について、以下の内容で実施
 - 協議会活動が軌道に乗るまで（最大3年間*2）、区市町村協議会が行う広報や普及啓発活動*3（国補助の対象とならないもの）に対し、補助
 - *1 重層的住宅セーフティネット構築支援事業
 - *2 区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付要綱
 - *3 既に設立済の協議会に対しても、補助対象とする
 - *4 （例）地域の関係団体等又は住民向けのパンフ作成や小規模なセミナー・研修会の実施、住宅確保要配慮者のニーズ調査など
 - 補助額は、区市町村（協議会）が支出した補助対象経費の1/2又は1百万円のいずれか低い方（なお、区市町村においては、可能な限り、社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく提案事業）も活用して頂く。）
 - 都補助の実施は、H27～29年度に補助を開始したものに限定

(4) スケジュール

都補助要綱を策定の上、6月中に募集開始を予定

《 国補助と都補助のイメージ 》

